

## 広島市立大学心と身体の相談センター規程

令和7年3月25日

規程第2号

### (趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年広島市立大学学則第1号）第6条第2項の規定に基づき、心と身体の相談センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 センターは、学生及び教職員（以下「学生等」という。）の心と身体に関する相談に応じるとともに、専門的な支援、教育及び保健指導等を行うことにより、学生等の心身の健康の保持増進を図ることを目的とする。

### (業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 学生等の心の健康に関する専門的相談及び教職員へのコンサルテーションに関すること。
- (2) 学生の身体の健康に関する専門的相談に関すること。
- (3) 学生を対象とする心身の健康に係る教育に関すること。
- (4) 学生の定期健康診断に関すること。
- (5) 学生等の負傷及び疾病に対する救急措置に関すること。
- (6) 感染症の予防及び出席停止に関すること。
- (7) 配慮を要する学生の支援に関すること。
- (8) 前各号に関する研究、調査及び資料の整備に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関すること。

### (組織)

第4条 センターに、次の室を置く。

- (1) 相談室
- (2) 保健室

第5条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) 心と身体の相談センター長
- (2) 心と身体の相談センター副センター長
- (3) 心と身体の相談センター次長
- (4) 公認心理師又は臨床心理士の資格を有する職員
- (5) 保健師又は看護師の資格を有する職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な職員

(センター長)

第6条 心と身体の相談センター長（以下「センター長」という。）は、学長が指名し、理事長が任命する。

- 2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長の任期の末日は、当該センター長を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。
- 4 センター長が辞任したとき、又は欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第7条 心と身体の相談センター副センター長（以下「副センター長」という。）は、学長が指名し、理事長が任命する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐するとともに、センター長が定める分掌事務を統括し遂行する。
- 3 センター長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。
- 4 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長の任期の末日は、当該副センター長を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。
- 5 副センター長が辞任したとき、又は欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、センター長が学生委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。